

一般社団法人日本船主協会 殿
外国船舶協会 殿
日本船舶代理店協会 殿
外航船舶代理店業協会 殿
一般社団法人日本港運協会 殿

出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長
厚生労働省医薬・生活衛生局検疫所業務管理室長
国土交通省海事局外航課長
国土交通省港湾局港湾経済課長

外航貨物船における新型コロナウイルス感染症に係る
検疫通報等の適切な対応の徹底について（要請）

6月21日にロシアのウラジオストク港から韓国・釜山港甘川地区に入港したロシア船籍の冷凍貨物船の船長・船員の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への感染が確認された事案を受け、6月25日付けで外航貨物船の荷役における新型コロナウイルス感染症への感染の防止に必要な対応の徹底について、国土交通省海事局及び港湾局より要請したところです。

この事案により、6月22日から7月3日までの間、釜山港甘川地区にある3つの埠頭の運用が停止される事態となりましたが、このような事態に陥った要因として、検疫当局に対し適切に通報を行っていなかったことや、船員が上陸許可書等を得ずに下船し他の船舶に移動して接触者を増やしたこと、港湾労働者にマスク着用等の感染防止対策が十分に守られていなかったこと等が指摘されています。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策を徹底するとともに、物流の停滞を防ぐため、下記の事項の遵守を徹底して頂きますよう、傘下会員への周知及び傘下会員が船舶代理店である場合にあっては関係する運航事業者への注意喚起を行うことにご協力をお願い申し上げます。

記

1. 我が国港湾に入港する日の14日前から入港までに入港船から下船した船員等について、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合や、感染が疑われる症状（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状等）が確認された場合は、我が国の検疫当局にその旨を速やかに通報すること。
2. 上陸許可を受けていない船員等の我が国への上陸は、出入国管理及び難民認定法に基づき禁止されており、違法な上陸は罰則の対象にもなり得ることから、船員等の上陸管理を適切に行うこと。

3. 「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」(令和2年4月30日付け国土交通省海事局外航課長、港湾局港湾経済課長事務連絡(令和2年7月1日改定))や各協会において策定された業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた感染防止対策の確実な実施の徹底を図ること。